

復興推進計画

令和3年4月1日変更

作成主体の名称：石巻市

1. 復興推進計画の区域

石巻市

2. 復興推進計画の目標

東日本大震災により、市内全域はもとより、本市のＪＲ石巻駅周辺から旧北上川沿いや中洲にかけての地域（以下「集積区域」という。）においても各店舗・事業所、住宅地の多くが壊滅的な被害を受けた。

これによって、当該集積区域の生活利便性や雇用機会が大幅に低下・減少しており、若年層を含む幅広い世代の人口流出が進んでいる。さらに、被災前より集積区域においては高齢化が加速していた。

また、まちの賑わいを創出する大きな中核となっていた石ノ森萬画館をはじめとする、交流拠点施設や観光スポットもことごとく被災し、「萬画」等の本市ならではの特色と水産物等の色彩豊かな「食」が融合した観光関連産業が存亡の危機に立たされている。

上記のように、人口流出、高齢化の加速、「石巻市らしさ」の喪失の危機に加え、今後発生が想定される災害から集積区域を守ることが喫緊の課題であり、震災発生に備えた堤防や避難ビル等の津波防御施設の整備、災害発生直後でもエネルギーを自給することができるなど災害時でも機能し続けるまちづくりの構築が急がれる状況にある。以上の課題を踏まえ、石巻市としては、市内全域の原状回復ではなく、より効率的かつ効果的な都市機能の再編・集約のため、市中心部への市立病院の移転、災害公営住宅、石巻市防災センターの整備を進めるとともに、集積区域の、防災機能の強化、居住者生活機能の集約、本市ならではの観光資源の再生・活用を図ることにより、高齢者や、子育て世帯など比較的若い世代の定住者、さらには他地区からの交流者、観光客にも対応した多様な機能が集積し、歩いて暮らせ、歩いて楽しめるコンパクトで安心・安全な復興まちづくりを目指す。

上記まちづくりの方向性を踏まえるに、集積区域においては、以下の産業の集積が期待されることから、当該区域へのこれら産業の新規立地の促進を図るとともに、かかる産業集積による雇用創出を図ることを目標とする。

- ・市立病院の移転に伴う医療・福祉・介護サービス産業の集積
- ・コンパクトなまちづくりに伴う商業機能の集積
- ・かかる地域特性を踏まえた職住接近型の都市形成に伴うコールセンター、ICT関連産業などの労働集約性及び雇用効果の高い産業の集積
- ・「萬画」、「食」、「川辺の原風景」など本市を語る上で欠かせない観光資源を活かした観光関連産業の集積
- ・防災機能の強化に伴う石巻市防災センターの整備を踏まえた電力の安定供給に必要なエネルギーマネジメントセンターの新規立地及び同センターのデータを活用した情報サービス業などの集積

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 市立病院の移転を核とする医療・福祉・介護サービス産業の集積促進

J R 石巻駅前における石巻市立病院の移転新築により、同病院との連携による医療・福祉・介護サービス産業の集積が期待されることから、高齢者等が歩いて通える範囲への医療機関、介護関連施設、福祉関連施設や薬局等の新規立地を目指す。

(2) コンパクトなまちづくりに伴う商業機能の集積

被災者向けの災害公営住宅の整備による定住人口の増加が見込まれることから、定住者の生活に必要な機能を提供する産業の新規立地を目指す。

(3) 職住接近型の都市形成に必要なICT関連産業の集積

上記(2)の地域特性を踏まえ、職住近接型のコンパクトな生活空間を形成するため、コールセンター、ICT関連産業などの労働集約性及び雇用効果の高い産業を誘致する。

(4) 本市ならではの観光資源を活かした観光関連産業の集積促進

中瀬公園、旧北上川沿いのプロムナード、石ノ森萬画館をはじめとする観光資源を活かしながら、旅館・ホテル、水産物など石巻が誇る特産品を活用した飲食店、小売店、来訪者の回遊性確保に必要な河川水運業、地元特産品の製造工程の見学・展示など観光客等の

招致に寄与する取組を行う各種製造業などの観光関連産業に対する支援を行い、これらの産業の集積を図ることにより雇用の創出を図る。

(5) 新エネルギー等を活用した災害時でも機能し続けるまちづくりに伴う新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業の集積促進

今後、海岸堤防や河川堤防、高盛土道路などの都市基盤と併せた、避難ビル等の整備、太陽光発電、スマートグリッド等の導入により、災害発生時に系統電源等のライフラインが断絶した場合においても、自前でエネルギーを確保し、安定的な避難生活を送られる体制を構築し、防災機能の強化を図る予定である。このため、平常時におけるこれらエネルギーに関する需給情報及び災害時における防災重要情報（防災・消防、医療・介護・福祉、エネルギーに関する情報）の一元管理を行い、災害時には救急・救助活動や電気供給などの防災機能を担う「石巻市防災センター」を設置する予定である。

かかる立地特性を活かし、安定的な電力供給に必要なエネルギー利用状況の可視化、需給調整機能を有するエネルギーマネジメントを実施する管理センター、住宅用コージェネレーションシステムの普及促進に資するショールーム等の誘致を図る。また、同センターの管理データを活用した高齢者世帯の常時見守りサービスや健康管理サービスを提供する事業所などの集積を図る。

(6) TMO (Town Management Organization) による民間主導の商業・観光業の振興

従来から商店街の活性化や観光振興に取り組んできた(株)街づくりまんぼうが、石ノ森萬画館の管理運営や商店街全体でのイベント開催などを引き続き実施するだけでなく、震災を契機に深い絆でつながった多くのボランティアとの交流の促進などを行い、民間主導による商業・観光業の振興を図る。

4. 復興産業集積区域の区域

中央一丁目・二丁目・三丁目、中瀬、立町一丁目・二丁目、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目（一部）、住吉町一丁目（一部）

「まちなか復興産業集積区域」

※別添地図【資料1】参照

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5. 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成

(a) 医歯薬・福祉・介護業

高齢社会の到来を踏まえ、被災した石巻市立病院を公共交通機関のアクセスに優れたJR石巻駅前へ移転新築することを予定している。

今後は、病院機能に加え、高齢者等がワンストップで医療・福祉・介護サービスの提供を受けようとするニーズが拡大することが想定される。

かかる地域特性を踏まえ、医歯薬業や地域包括ケアを担う福祉・介護などの業種の集積を図り、新規立地の促進を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

6031 ドラッグストア、6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)、6033 調剤薬局、7114 医学・薬学研究所、7721 配達飲食サービス業、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業(851 社会保険事業団体、852 福祉事務所、8591 更生保護事業を除く。)

(b) 商業(小売業、卸売業、サービス業)

本市は、市内全域の原状回復ではなく、当該区域への生活機能の集約を図る予定であり、当該区域への高齢者や若年世代の定

住促進が見込まれることから、定住者の生活に必要な機能を提供する産業の集積を目指す。の生活関連サービス業の集積を目指す。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、7092 音楽・映像記録物賃貸業、72 専門サービス業(他に分類されないもの)、741 獣医業、742 土木建築サービス業、746 写真業、7711 持ち帰り飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業(784 一般公衆浴場業を除く。)、791 旅行業、792 家事サービス業、801 映画館、804 スポーツ施設提供業、806 遊技場、809 その他の娯楽業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、829 他に分類されない教育、学習支援業、90 機械等修理業(別掲を除く。)
6221 普通銀行、6222 郵便貯金銀行、63 協同組織金融業、6431 クレジットカード業・割賦金融業、67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)、68 不動産取引業、69 不動産賃貸業・管理業

※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による規制(同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。)の対象となる業種は除く。

(c) ICT関連産業

商業機能の集約に伴い、職住近接型のコンパクトな生活空間の形成が期待されることから、労働集約性及び雇用効果の高い以下の産業を誘致する。

- ・プロバイダや顧客のサーバーを管理し、インターネットへの接続回線の保守・管理を行うインターネットデータセンター
- ・スマートフォン、タブレットPC等向けの公衆無線LANサービス拠点
- ・インターネット上で利用するアプリケーションを提供する事業所
- ・石ノ森章太郎の知名度を活かしたアニメーションテレビ・映画の製作・配給を行う事業所
- ・コールセンター
- ・ICTを活用したBPOセンター

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

3719 その他の固定電気通信業、372 移動電気通信業、411 映像情報制作・配給業、92 その他の事業サービス業（電気通信事業法（昭和59年法律86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて、専任のオペレータが、集約的に顧客サービス等の業務を行う独立した事業所に限る。）、929 他に分類されない事業サービス業（顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する独立した事業所に限る。）

(d) 観光関連産業（飲食店、宿泊業等）

本市には、年間20万人もの来訪者数を誇る石ノ森萬画館をはじめとして、本市には交流拠点施設や観光施設が多数存在し、観光関連産業が基幹産業の一つとなっている。本年にも、著名漫画家63名（代表：里中満智子氏）で構成される”マンガジャパン”（ストーリー漫画家の会）の多大な支援等により、上記石ノ

森萬画館はリニューアル再開される予定であり、交流人口の回復・拡大が想定される。

かかる地域特性を踏まえ、石ノ森萬画館をはじめとする多様な観光資源を活かし、交流人口の増加に見合う旅館・ホテルの集積を図る。

さらに、石巻の地場産品や復興グッズを扱う飲食店・小売店、特色ある地域資源である旧北上川を活用した屋形船の運航などを行う河川水運業、観光客等の招致に資する観光客がかまぼこや地酒等の製造工程・展示を見学できる水産加工場や醸造所、2011年11月、フランス・カンヌの国際的見本市で高い評価を得た石巻の大漁旗を製造する染物工場等の製造業（観光機能を有するものに限る。）、本市の魅力を伝えるために必要な観光イベント等を紹介するスポット番組を配信するラジオ放送業、観光客の利便性確保に必要なレンタル業などの観光関連産業の集積を目指すことにより、雇用の創出を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

092 水産食料品製造業（製造工程・展示を見学できる観光客等の招致のための取組を行うものに限る。）、102 酒類製造業（製造工程・展示を見学できる観光客等の招致のための取組を行うものに限る。）、114 染色整理業（製造工程・展示を見学できる観光客等の招致のための取組を行うものに限る。）、3822 ラジオ放送業（衛星放送業を除く）、412 音声情報制作業、4532 河川水運業、704 自動車賃貸業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、75 宿泊業、76 飲食店

※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

(e) 新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業

本市においては、発災後に電気などのライフラインが一定期間断絶した経験を踏まえ、災害時等に都市機能を維持するために必要不可欠な施設等に太陽光発電施設、蓄電池、スマートグリッド等を導入することを計画しており、個人住宅等に対しても太陽光発電システムを設置した者に補助金を交付するなどの支援を行っている。

こうした本市全体に及ぶ多種多様な新エネルギーの活用やスマートグリッドの導入にあたっては、これらエネルギーの安定的な供給・管理が重要となる。このため、かかる新エネルギーに関する情報を一元的に管理し、災害時には救急・救助の拠点となる「石巻市防災センター」を設置する予定にある。

太陽光発電は出力調整が難しいことから、安定的な電力供給に必要なエネルギー利用状況の可視化、需給調整機能を有するエネルギーマネジメントを実施する管理センターの新規立地を目指す。また、同センターの管理データを活用した高齢者世帯の常時見守りサービスや健康管理サービスなどの提供を図る事業の集積が期待されることから、石巻市防災センターの情報を活用した高齢者見守りサービス、健康管理サービス等を提供する事業所の新規立地を目指す。

また、本市においては、コンパクトなまちづくりに伴う商業店舗及び居住者の増加を踏まえた住宅用コージェネレーションシステムの導入を検討している。都市ガスを燃料に、発電と排熱利用を行う住宅用のガスコージェネレーションシステムは、停電などにより系統電力が供給停止となった場合でも運転を停止せずに稼働できるシステムとして実用化されていることから、その普及・啓発を行うショールームを併設した事業所の新規立地を目指す。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

33 電気業(新エネルギー・再生可能エネルギーに関連する事業に限る。)(330 管理、補助的経済活動を行う事業所に限る。)、34 ガス業(新エネルギー・再生可能エネルギーに関連する事業に限る。)(340 管理、補助的経済活動を行う事業所に限る。)、39 情報サービス業(石巻市防災センターの管理データを活用する事業に限る。)、40 インターネット附随サービス業(石巻市防災センターの管理データを活用する事業に限る。)

② 集積の形成及び活性化の効果

上記施策により、以下のような効果が見込まれる。

- (a) 市立病院の移転に伴う医療・福祉・介護業の集積によりこれらの産業に従事する多くの専門職・事務職の雇用を生み出すことが期待される。
- (b) 歩いて楽しめる便利で快適なコンパクトな街づくりに伴う日常生活を支える商業施設の移転集約を図ることにより、これら産業の新規立地が促進される。
- (c) 職住接近型の都市形成に伴う、コールセンターやICT関連産業などの労働集約的で雇用効果の大きい産業の集積により雇用の創出が図られる。
- (d) 交流拠点施設や観光施設などの観光資源を活かした交流人口・観光人口の回復・拡大に合わせた旅館・ホテル、飲食店などの観光関連産業の集積により、雇用機会が創出される。
- (e) 石巻市防災センターの設置に伴う、新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業の集積、により雇用機会が創出される。

③ 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。(別添地図【資料1】参照)

【設定の理由】

本震災により、本市の全域にわたり強烈な地震動に襲われたほか、津波による大規模かつ広範囲の浸水があった。

死者等の人的被害は全国の約2割にも及び、また、全国の約1割程度を占める住家被害のほか、企業、農地、漁港などをはじめとする産業基盤や公共インフラにも甚大な被害が生じている。また、事業主都合離職者数に関する指標が、前年同時期（平成22年4月～6月）に比べて震災以降景気の影響水準を超え大きく悪化している。（別添【資料2】参照）

- ④ 5の(1)の(a)から(e)までの(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの。

まちなか復興産業集積区域
（別添地図【資料1】参照）

- ⑤ 特別の措置

(ア) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条から第40条の規定に基づく措置）

(イ) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

- ⑥ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体
ア. 企業立地奨励金

投下固定資産額等に応じて企業立地奨励金を交付する。

（実施主体：宮城県、対象業種：製造業、研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）

イ. 企業誘致条例助成制度

投下固定資産税額等に応じて助成金を交付することとし、さらにICT関連産業の積極的な集積を図るために、本市

独自の企業誘致条例を改正し、支援対象業種を「コールセンター」や「データセンター」など I C T 関連産業等まで拡大することとしている。

(実施主体：石巻市、対象業種：製造業、情報サービス業、倉庫業、道路運送業、旅館及びホテル、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館・自然科学研究所、遊園地(テーマパークを除く)、自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業)

ウ. 税制優遇

対象設備の新增設を行った法人に対する固定資産税を減免若しくは不均一課税する。

(実施主体：石巻市、対象業種：製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業、印刷・同関連業、学術・開発研究機関、倉庫業)

エ. 融資制度

震災の影響により直接的及び間接的に被害を受けた中小企業者へ融資のあっせんを行い、信用保証料の 50%の補給のほか、直接被害に限り利子の 100%を市が 3 年間補給する。

(実施主体：石巻市、対象業種：農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)を除くすべての業種)

オ. 企業誘致活動

新規投資を呼び込むことを目的に、首都圏や大都市で企業立地セミナーを開催する等、誘致活動を展開する。

(実施主体：県及び市町村、対象業種：コールセンターなど I C T 関連産業)

カ. 被災企業再建支援

被災企業に対し、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金や中小企業施設設備復旧補助金等の助成や、中小企業

等グループ設備等整備資金貸付金やみやぎ中小企業復興特別資金等の貸付などの取組を実施する。

(実施主体：国、宮城県及び石巻市、対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、製造業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス、生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育・学習支援業)

キ. 市街地再開発事業

被災市街地の商業施設や公共住宅の一体整備を図り、津波避難ビルとしての機能も有する複合ビルを整備する。

(実施主体：石巻市、民間)

ク. 災害公営住宅整備事業

東日本大震災により住居を失った市民に対し、子育てや高齢者支援等の観点から、多様な住居形態に配慮しながら、災害公営住宅の整備・提供を行う。

(実施主体：石巻市)

ケ. 石ノ森萬画館復旧事業

観光復興の旗印として震災に伴う災害復旧工事と併せ、漫画家有志による寄附や復興交付金(効果促進事業)を活用して、リニューアル工事を実施し、再開を図る。

(実施主体：石巻市)

コ. まちなか観光推進事業

歩いて楽しめるまちづくりを念頭に、全シリーズの仮面ライダーのモニュメントを設置するなどマンガを活用したまちなか観光整備事業を実施する。

(実施主体：石巻市)

サ. 観光イベント復興推進事業

観光客や交流人口を呼び込むための復興市開催や全国有名店とのタイアップ等やイベントへの参加に対して助成金を交付するとともに、新たな観光ルートや体験型観光パンフレットを作成し、観光振興を図る。

(実施主体：石巻市)

シ. FM放送中継局設置事業

コミュニティFMラジオ放送の可聴エリアを拡大し、災害情報・観光情報・行政情報伝達機能を強化するため、中継局を設置する。

(実施主体：石巻市)

ス. 地域医療再生基金を活用した医療施設の整備

被災した石巻市立病院をJR石巻駅前（石巻市役所西側）に移転新築するなど医療施設の再建を図る。

(実施主体：石巻市)

セ. 介護基盤復興まちづくり整備事業

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備に加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を企図する。(実施主体：石巻市)

ソ. 水辺の緑のプロムナード事業

高潮や洪水等防御として国が取り組む旧北上川堤防整備と連携して、復興交付金（効果促進事業）を活用して水辺に沿った散策路や休憩所等を整備する。

(実施主体：石巻市)

タ. 太陽光発電普及促進事業

市民の環境に対する意識の醸成、災害時に一定程度エネルギーを自給できる体制の構築を図るため、太陽光発電システムを導入した者に対し、補助金を交付する。

(実施主体：石巻市)

チ. 公共施設再生可能エネルギー導入事業

地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に必要不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、太陽光発電設備や蓄電池等を導入する。

(実施主体：石巻市)

ツ. 石巻復興協働プロジェクト協議会による民間主導の復興関連事業

太陽光パネルや蓄電池、エネルギー関連システムを採用した「エコ・セーフティハウス事業」、データセンターの設置やクラウドサービスを提供する情報通信ネットワークを整備する「石巻高度ICT基盤整備事業」や、「EVバス交通／充電ステーション整備事業」などの復興関連事業を行い、新エネルギーを活用した循環型社会、世界最先端のエコタウンの実現等を図る。

(実施主体：民間企業、石巻市など)

テ. 被災ガス関連設備の復旧支援

損傷したガス製造設備、ガス導管等の設備の復旧を図る。

(実施主体：民間団体)

ト. 産学官連携による街なか創生協議会における集積区域再生の推進

集積区域の関係者が連携し、安全と住み良さを兼ね合わせた街づくりを行うために、議論を重ね、集積区域への居住を推進する。

(実施主体：都市計画家、石巻商工会議所、(株)街づくりまんなぼう、大学、民間企業、国、宮城県、石巻市など)

ナ. 絆づくりプロジェクト

国内外からの様々な支援から形成された新たな絆を大切にし、様々な交流の場を増やしながらか共に絆を育み、共鳴し合える地域社会の構築を図る。

(実施主体：石巻市、社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会など)

6. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた復興推進事業の実施を通じて、これからの人口減少や高齢化社会という将来に向けて、歩ける範囲で生活できる空間の創造や商業機能のみならず、まちとして必要な「住む」・「働く」・「学ぶ」・「楽しむ」等の多様な機能が集積したコンパクトシティの形成を図ることにより、雇用等被害地域及び被災者の雇用の場となる雇用等被害地域から通勤圏内等における雇用の創出が図られるとともに居住人口の増加が見込まれ、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する。

7. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。(令和3年4月1日申請時)